

# 化学物質等安全データシート

作成日 平成26年06月06日

改訂日 平成 年 月 日

## [1. 製品及び会社情報]

製品名	<b><u>NaossFlooring</u></b>
一般名(別名)	MDF/シートラミネートフローリング
会社名	ナオス・テック株式会社
担当部署	—
住所	宮城県仙台市太白区中田町字前沖中16番地の10
電話番号	022-797-4453
FAX番号	022-797-4463
整理番号	YX135-*** (カラー品番)

## [2. 危険有害性の要約]

GHS分類	GHSの適用範囲外(注)
GHSラベル要素	なし
GHSに該当しない他の危険有害性	該当しない。化管法指定対象物質を指定割合以上含有しない。

## [3. 組成及び成分情報]

混合物	
構成要素	PVCシート、水性高分子イソシアネート酢酸ビニル系接着剤 MDF、水性高分子イソシアネート酢酸ビニル系接着剤、PVCシート
官報公示整理番号	化学物質に該当しないため番号なし。

## [4. 応急措置]

(この項の記述は、切断などの加工時に発生する粉塵に関するものである。)

目に入った場合	切断加工する場合は、粉塵の発生する可能性があるため、目に入った場合はこすらないで、異物感が無くなるまで清水で洗浄する。必要に応じて専門医の診断を受ける。
皮膚についた場合	通常の手洗いでは特になし。手洗後は付着したままにせず、水と石鹸で洗い流す。
吸込んだ場合	空気の新鮮な場所に移し、飲料水でうがいをする。速やかに専門医の診断を受ける。
飲み込んだ場合	口の中を飲料水でよく洗い、速やかに専門医の診断を受ける。無理に吐き出させないようにする。

## [5. 火災時の措置]

消火剤	水、一般的な粉末消火剤が有効である。
特有の危険有害性	火災(燃焼)時には、一酸化炭素や窒素酸化物など、有機物燃焼の典型的な熱分解生成物を発生するので、消火の際には必ず保護具を装着し、風上から作業する。

## [6. 漏出時の措置]

人体に対する注意事項	固体製品であるため、漏出時の措置は特にない。
環境に対する注意事項	固体製品であるため、漏出時の措置は特にない。

## [7. 取扱い及び保管上の注意]

取扱い上の注意事項	・加工(切断など)する場合、防塵マスクなどの保護具を着用する。
-----------	---------------------------------

- 保管上の注意事項
- ・加工（切断など）に電動工具（電動設備）を使用する場合は、集塵袋（集塵機）を用いる
  - ・熱、炎などの発火源を避けて保管する。
  - ・安全上の問題はないが、品質上水濡れを避けて保管する。

## [ 8. 暴露防止及び保護措置]

## 保護具

- ・加工（切断など）を行う際は、必要に応じて保護眼鏡、防塵マスク、保護手袋を着用する
- ・取扱い後は、うがい及び手洗いを励行する。

## 許容濃度

- ・粉塵濃度については、許容濃度の勧告値（許容濃度等の勧告（2010年度）、日本産業衛生学会）がある。この場合の許容濃度とは、労働者が1日8時間、週40時間程度、肉体的に激しくない労働強度で有害物質に暴露される場合に、当該有害物質の平均物質の平均暴露濃度がこの数値以下であれば、ほとんどすべての労働者に健康上の悪い影響が見られないと判断される濃度である。
- ・粉塵の許容濃度（粉塵の種類：木粉）  
0.5 mg/m<sup>3</sup>（吸入性粉塵）、2 mg/m<sup>3</sup>（総粉塵）

## [ 9. 物理的及び化学的性質]

物理的状態	固体
形状	板状
面密度	3. 2 kg/m <sup>2</sup>

## [ 10. 安定性及び反応性]

安定である。

## [ 11. 有害性情報]

## 急性作用

- ・粉塵が目に入った場合は、物理的な刺激作用がある。
- ・製品の構成要素の一部には、ホルムアルデヒド（CAS No.50-00-0：特定第一種指定化学物質）が使用されており、極めて低濃度のホルムアルデヒドが最終製品から放散する。なお、製品中のホルムアルデヒドは、0.1重量%未満の含有率であり、MSDS制度の表示基準以下である。

## ホルムアルデヒドに関する情報

気中濃度 2～3ppmで鼻・喉に軽い刺激  
4ppmで不快感を覚える

## 慢性作用

- ・製品加工（切断加工など）に発生する粉塵を制御なしに繰り返し暴露された場合に、アレルギー疾患、喘息等の呼吸器疾患、鼻・喉・肺などに慢性の炎症を誘発する危険性がある。

しかし、本書記載の暴露防止及び保護措置が遵守されるならば、慢性の健康影響は考えにくいと思われる。

## [ 12. 環境影響情報]

本製品による環境影響に関する報告、知見はない。

## [ 13. 廃棄上の注意]

廃材（切り屑及び粉塵）は貯蔵箱に保管し、廃棄物の処理及び清掃に関する法律や地方自治体の基準等に従い、自社による処理または知事などの許可を受けた産業廃棄物処理業者に委託する。焼却する場合は適切な焼却設備を用いて、大気汚染防止法等の諸法令に適合した処理を行う。

## [ 14. 輸送上の注意]

運搬に関しては、直射日光や水濡れなどを避け、転倒・落下・損傷のない様に積み込み、荷崩れを防止して安全に運搬出来る様に、荷の固定を充分に行う。

## [ 15. 適用法令]

労働安全衛生法	通知対象物質に該当しない
化管法（PRTR法）	指定対象物質を指定割合以上含有する製品に該当しない
毒物劇物法	指定物質に該当しない
消防法	指定物質に該当しない
危険物船舶及び貯蔵規制	指定物質に該当しない
火災予防条例	指定可燃物 (各市町村の条例（取扱及び貯蔵数量によって定められている基準）を遵守する）

## [16. その他の情報]

ホルムアルデヒド放散区分 住宅部品表示ガイドライン F☆☆☆☆

## 建築基準法・施行令におけるホルムアルデヒド規制

建築物の気密性の区分、居室の種類、換気設備の区分及び建材の等級に応じて内装仕上げに使用するホルムアルデヒドを放散する建材の面積制限がある。建材には、ホルムアルデヒドの放散量に応じて4段階の区分があり、F☆☆☆☆はその放散量が最も少なく、面積制限なしに使用できる。

(注) 参考文献(1) P. 3 には、「基本的にGHSを適用しないものは、①、②である。」とある。本製品は、①(成形品)に該当し、基本的にGHSを適用しないもの(GHSの適用範囲外)である。

## ①成形品

液体、粉体および粒子以外の製造品目で、製造時に特定の形またはデザインに形作られたものであり、かつ、最終使用時に、全体または一部分がその形態およびデザインに依存した最終用途における機能を保持するもの。通常の使用条件化では、含有化学物質等をごく少量、例えば、(痕)跡量しか放出せず、取扱者に対する物理化学的有害性又は健康への有害性を示さないもの。成形品であっても有害物を放出するものは除外されない。

## 参考文献

- (1) 事業者向けGHS分類ガイダンス 平成22年3月(第2版改訂) 経済産業省
- (2) GHS対応ラベルおよびMSDSの作成マニュアル 厚生労働省

この製品安全データシートは、安全な使用と取扱いを確保する為の参考情報として現時点で入手できる、正確であると信用できる資料・情報・データに基づいて作成しておりますが、その正確性・確実性を保証することはできません。

また、製品についていかなる保証をするものでもありません。

記載している健康・安全に関する注意は総ての人、環境、安全、健康面の影響を網羅するものではなく、全ての原料には未知の危険有害性の存在する可能性がある為、取扱いには十分な注意が必要です。

使用におかれましては、関連法規に従うとともに、この製品安全データシートを参考に、ご使用者各位の責任において、安全な使用条件を設定の上でご使用くださいますよう、また最新の情報を入手された場合は、最新情報の内容に従って安全にご使用くださいますようお願い申し上げます。

以上